

千歳ロータリークラブ定款

第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 細則： 本クラブの細則
3. 理事： 本クラブの理事会の理事
4. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
5. R I : 国際ロータリー
6. 衛星クラブ
(該当する場合)： 潜在的クラブ。その会員はいずれかのクラブの会員でもある。
7. 書面： 文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない
8. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会の名称は、千歳ロータリークラブとする。 (国際ロータリー加盟会員)

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五大奉仕委員会に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りである。千歳市北栄2丁目2番1号。

本クラブの衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実際的な規準

である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第7条 会合

第1節 一 例会

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
 - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
 - (4) 地域社会での武力紛争がある場合理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会（該当する場合）。細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節(d)の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。
- (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第2節 一 年次総会

- (a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。

(b) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

第3節 一 理事会の会合。理事会のすべての会合後30日以内に、書面による議事録を全員が入手できるようにすべきである。

第8条 会員身分

第1節 一 全般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第2節 一 種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。本条第7節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員としてR Iに報告される。

第3節 一 正会員。R I定款第4条第2節(a)の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。(P18 参照)

第4節 一 衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員はいずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてR Iから加盟が認められるまで続く。

第5節 一 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第6節 一 名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かない
- (d) 職業分類を持たない
- (e) クラブのあらゆる会合に出席でき、クラブのその他のあらゆる特権を享受できるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特権も認められない。例外として、ロータリアンの来賓としてではなく訪問する権利がある。

第7節 一 例外。細則には、第8条第2節および第4～6節に従わない規定を含めることができる。

第9条 クラブの会員構成

第1節 一 一般規定。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつ一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第2節 一 多様なクラブ会員基盤。本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第10条 出席

第1節 一 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会

員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも60パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトに例会が掲載されてから1週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をマークアップする
 - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。
 - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
 - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
 - (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
 - (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
 - (6) ロータークトクラブ、インタークトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ロータークトクラブ、仮インタークトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
 - (7) R I国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、R I理事会またはR I会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、R I委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、R I理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第2節 — 遠方での勤務中の長期の欠席。会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節 — その他のロータリー活動による欠席。欠席のマークアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第(1) (d) (7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (b) 役員またはR I委員会の委員、TRF管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) R Iに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (e) マークアップすることができないような僻遠の地で、地区、R I、またはTRFの提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第4節 — R I役員の欠席。会員が現役のR I役員または現役のR I役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 — 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の12カ月を超えて延長することができる。

- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、少なくとも20年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。

第6節 一 出席の記録。本条第5節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第4節または第5節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第7節 一 例外。細則は、第10条に従わない規定を含めることができる。

第11条 理事および役員および委員会

第1節 一 管理主体。本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第2節 一 権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 一 理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第13条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第4節 一 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長を役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節 一 役員の選挙。

(a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。

(b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18ヶ月以上2年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトになる。会長は、7月1日に就任し、1年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長1年間延長される。

(c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節 一 本クラブの衛星クラブの組織運営。

(a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、

衛星クラブに提供するものとする。

- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4~6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長(chair)であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第7節 一 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第12条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第13条 会員身分の存続

第1節 一 期間。会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 一 自動的終結。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

- (a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 一 終結 一 会費不払。

- (a) 手続。期日後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後10日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第4節 一 終結 一 欠席。

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも12時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていかなければならない。および
 - (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に

参加しなければならない（R I 理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする）

規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結することがある。

- (b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第10条第4節もしくは第5節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。
- (c) 例外。細則は、第13条第4節に従わない規定を含めることができる。

第5節—終結—その他の理由。

- (a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の3分の2以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第8条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。
- (b) 通知。理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第6節—会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第17条に規定されている。
- (b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第7節—理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第8節—退会。会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行うものとする。理事会がその申出を受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第9節—資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員がなんらかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節—一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員の会員身分についていかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取られるべきである場合、および、

- (d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかのクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合。

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大90日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができます。一時保留とされた会員は、本条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第14条 地域社会、国家、および国際問題

第1節 — 適切な主題。地域社会、国家および世界の福祉にかかる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第2節 — 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第3節 — 政治的主題の禁止。

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第4節 — ロータリーの発祥を記念して。ロータリーの創立記念日、2月23日の週は、世界理解と平和週間である。この1週間、本クラブはロータリーの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第15条 ロータリーの雑誌

第1節 — 購読義務。本クラブがR I 理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第2節 — 購読料。購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、R I またはR I 理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第16条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第17条 仲裁および調停

第1節 — 意見の相反。 現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第2節 — 調停または仲裁の期限。 要請を受理してから21日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第3節 — 調停。 調停の手続きは、

- (a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または
- (b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または
- (c) R I 理事会もしくはTRF管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。

ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。

- (a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を1部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。
- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節 — 仲裁。 仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ1名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は1名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第5節 — 仲裁人または裁定人の決定。 仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第18条 細則

本クラブは、R I 定款・細則、R I によって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第19条 改正

第1節 — 改正の方法。 本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第2節 — 第2条と第4条の改正。 第2条（名称）および第4条（クラブの所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正ができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、R I 理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関してR I 理事会に意見を提供することができる。

千歳ロータリークラブ細則

クラブ細則は、標準ロータリークラブ定款を補足し、千歳ロータリークラブの慣習を定めるものである。クラブ理事会は細則運用に際しては、クラブ慣習を反映させつつ適宜変更を加え、R I 定款、R I 細則、標準ロータリークラブ定款、ロータリー章典と矛盾していないことを確認すること。

第 1 条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計、S A A・プログラム委員長および本細則第2条第1節に基づいて選挙された概ね5名の理事から構成される。

第 2 条 理事および役員の選挙

第1節 次々年度会長（会長ノミニー）及び次年度役員・理事の選任

役員を選挙すべき会合の2ヶ月前の例会において、その議長たる会長は会員に対して、次々年度会長を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定によって指名委員会または出席全会員のいずれか一方、または双方によって行うことができる。指名委員会によると決定した場合、クラブの定めるところに従って指名委員会を設置しなければならない。また同時にその議長たる会長は、会長エレクトに対して次年度の役員となる直前会長、副会長、幹事、会計と次年度の理事会のメンバーとなる概ね5名の理事の指名を求めなければならない。適切に行われて推挙された会長ノミニー及び副会長、幹事、会計、S A A・プログラム委員長および概ね5名の理事候補者に指名されたクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕などの各委員会委員長および親睦活動委員会委員長に対して、年次総会において投票に付され、投票の過半数を獲得した時に当選したと宣言される。前記の投票によって選挙された会長ノミニーは、その選挙後の次の7月1日に始まる年度に、会長エレクトの役職名が与えられて理事会のメンバーを務め、理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任する。

第2節 次々年度幹事の選任

選挙によって決定した会長ノミニーは、1ヶ月以内にクラブ会員の中から次々年度幹事を務める者を選任しなければならない。選任された次々年度幹事は次年度において副幹事（会計）として理事会のメンバーとなる。

第3節 役員・理事欠員後の補填

役員・理事またはその他の役職に生じた欠員は、残りの役員・理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節 役員エレクト及び理事エレクト欠員後の補填

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの役員・理事エレクトによる理事会の決定によって補填すべきものとする。

第 3 条 役員の任務

第1節 会長

本クラブの例会、年次総会、臨時総会、クラブ協議会および理事会等の会合（以下、「会合等」という）において議長を務め、その他、通常その職に付随する任務を行う。

第2節 会長エレクト

理事会のメンバーとしての任務およびその他、会長または理事会によって定められる任務を行う。

第3節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合等において議長を務め、その他、通常その職務に付随する任務を行う。

第4節 幹事

- (a)会員の記録を整理・保管し、会合における出席を記録し、クラブ例会をはじめ、理事会および委員会の諸会合の通知を行い、これら会合の議事録をつくりこれを保管する。なお各委員会に議事録の提出を求め、これを保管する。
- (b)全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告および会員資格変更報告をする。
- (c)毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をR Iに対して行い、R I公式雑誌の購読料を徴収してこれをR Iに送金し、その他通常その職に付隨する業務を行う。

第5節 会計

すべての資金を管理・保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付隨する任務を行う。また会計は、その職を去るに当たって、その保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 監査

監査は、クラブ正会員の中から会長の指名によって選任され、クラブ財務の監査を行うことを任務とする。

第4条 会合

第1節 年次総会

毎年12月中に年次総会が開催されるものとする。この年次総会において次々年度の会長（会長ノミニー）を選任し、会長エレクトが指名する次年度の役員ならびに理事の選挙を行わなければならない。

第2節 臨時総会

理事会が必要と認めた時は、当該例会の10日前に各会員に書面による内容の通知を行うことにより臨時総会を開催することができる。

第3節 例会

毎月の第2・第4木曜日は通常例会とし、12時30分に開催とする。毎月の第3木曜日は夜間例会とし、18時30分に開催とする。

例会に関するあらゆる変更または取消は、すべてクラブの全会員に通知されなければならない。

第4節 例会、年次総会、臨時総会の定足数

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会、臨時総会、例会の定足数とする。

第5節 理事会

定期理事会は毎月第一例会の前日までに開催する。臨時理事会は会長がその必要を認めたとき、または理事会メンバー2名から要求があるとき、会長によって招集される。

ただし、その場合、その旨通知を行わなければならない。

第6節 理事会の定足数

理事会メンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第5条 会費

第1節 会費

- (a)会費は、年額18万円とし、半年ごとの各支払額のうちの一部は各会員のR I公式雑誌の購読料に充当するという了解の下に、毎年2回、7月1日および1月1日に納入すべきものとする。

- (b) 但し、満 75 歳以上の会員の年会費は、クラブ年会費の 2 分の 1 とする。年齢による会費減免は、満 75 歳になった翌ロータリーハイツから適用される。
- (c) 満 75 歳未満であっても収入が年金受給のみとなった場合は前項と同様とする。
- (d) 満 70 歳以上あるいはロータリー歴 20 年以上の会員の会社、団体、法人などの継承者の入会がある場合は、現会員の年会費を 6 万円に減額し、それにともない継承者として入会した会員(a)の規定により納入しなければならない。
- (e) (d) の規定により入会した会員が退会した時は、現会員の会費は(a)によるものとする。
- (f) 特別な事情がある会員はその年会費を減額することができる。
- (g) (c) (f) の規定は、当該会員または、配偶者、家族等のいずれかが書面をもって 1 月 31 日まで幹事に報告し、理事会の承認を得なければならない。
- (h) 会員の一等親以内の親族、又は会員の会社の社員の年会費はクラブ年会費の 2 分の 1 とする。

第 6 条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。なお、口頭による採決とは、クラブの投票が発声方式での同意によって行われた場合とする。

第 7 条 五大奉仕部門

五大奉仕部門は、クラブ活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕である。本クラブは、五大奉仕の各部門に積極的に取り組むこととする。

第 8 条 常任委員会

第 1 節 常任委員会の設置

委員会は、五大奉仕部門に基づいた年次目標および長期目標を実行する責務を担うものとする。会長及び、直前会長、会長エレクトは、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう協力しなければならない。継続性を保持するため、可能であれば、委員会に所属する委員長および委員の一部を 3 年間務めるよう任命することができる。会長エレクトは、任期が始まる前に、委員会の空席を補填するために委員長と委員を任命する責務がある。委員長は、その委員会の委員としての経験を有していることが推奨される。

- (a) 会長は、理事会の承認の下に、次の常任委員会を設置しなければならない。なお、これら常任委員会は、会長が常任委員会に理事の中から任命する委員長と、少なくとも他の 2 名の委員から構成される。

- クラブ奉仕委員会
- 職業奉仕委員会
- 社会奉仕委員会
- 国際奉仕委員会
- 青少年奉仕・ローターアクト委員会
- ロータリー財団・米山記念奨学委員会

- (b) 会長は理事会の承認の下に、上記の 6 委員会について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置することができる。このほか、必要に応じて特別（アドホック）委員会を設けることができる。

- (c) 会長は、すべての委員会の職権上の委員となり、その資格において委員に付属するあらゆる特権を持つ。

- (d) 各委員会は、本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除

き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。

- (e) それぞれの委員長は、その委員会の定例会合と活動に対して責任を持たなければならぬ。また委員会の仕事を監督、調整する任務を持ち、委員会の全活動について理事会に報告する。

第2節 クラブ奉仕委員会

- (a) 委員長は、クラブ奉仕のすべての諸活動に対して責任を持ち、かつクラブ奉仕の特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務を持つ。
- (b) 構成は、委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長による。
- (c) 会長は、理事会の承認の下に、クラブ奉仕の特定の分野を担当する次の委員会を設置する。

S A A ・ プログラム委員会
出席・資料管理委員会
クラブ会報・公共イメージ・雑誌・I C T 委員会
親睦活動委員会
会員増強委員会
健康委員会
ロータリー情報・定款細則委員会

第3節 職業奉仕委員会

委員長は、職業奉仕の諸活動全般に対して責任を持ち、かつ職業奉仕の各特定分野について活動しなければならない。

第4節 社会奉仕委員会

- (a) 委員長は、社会奉仕の諸活動全般に対して責任を持ち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。
- (b) 委員会は、社会奉仕委員長と社会奉仕の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成される。
- (c) 会長は、理事会の承認を受け、社会奉仕の特定分野について次の委員会および特別組合を設置する。
- 環境保全委員会
千歳分収造林組合

第5節 国際奉仕委員会

- (a) 委員長は、国際奉仕の諸活動全般に対して責任を持ち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。
- (b) 委員会は、国際奉仕委員長と国際奉仕の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成される。

第6節 青少年奉仕・ローターアクト委員会

青少年の健全育成のための計画、立案、実践に努め、ローターアクトとの親交を深め、支援する。

第7節 ロータリー財団・米山記念奨学委員会

ロータリー財団委員会は、国際レベルの人道的教育的プログラムを通じて世界理解と平和を達成すべく事業を行なっているロータリー財団に対する理解を深めること。
米山記念奨学委員会は、日本に留学している外国人留学生および私費留学生をその対象としている米山奨学制度を理解するとともに、かつ米山奨学会のプログラムに協力する。

第9条 委員会の任務

会長は、自らの就任年度の各委員会の任務を定め、見直す。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は適切なR I 資料を参照する。年度計画を立てるにあたり、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕の部門を考慮に入れる。

各委員会は、毎年度の初めに設定された具体的な担当職務、明確な目標、行動計画の下に、年度中その実施に当たる。会長エレクトは、上述の通り、ロータリーワークの開始に先立ち、クラブ各委員会のための推奨事項、担当職務、目標、計画を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行うという主要な任務がある。

第1節 クラブ奉仕委員会

(a) S A A・プログラム委員会

会場監督を行い、通常その職に付随される任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行う。クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配する。

(b) 出席・資料管理委員会

すべてのクラブ会員が例会をはじめ、地区大会、インターナショナルミーティング（IM）、地域大会および世界大会等あらゆるロータリーの会合に出席することを奨励する方法を考案する。特に本クラブの例会に出席することと、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席（メークアップ）を奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、よりよき奨励策を講じ、出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除くことに努める。理事会並びに各委員会から提供された資料を整理・整頓し、保管・管理に努める。

(c) クラブ会報・公共イメージ・雑誌・I C T 委員会

例会ごとのクラブ会報発行によって関心を促し、出席を向上させる。近づく例会のプログラム、前回例会の重要事項を掲載し、親睦を増進して全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるなど、以下の項目について努める。

- (1) ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介をする。
- (2) 新会員の教化に雑誌を利用するなどを奨励する。
- (3) ロータリアンではない講演者に雑誌を贈呈する。
- (4) 図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読の取り組みを行う。
- (5) クラブのニュース、資料、写真等を雑誌編集者に送る。
- (6) その他あらゆる方法により雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てる。
- (7) ホームページのメンテナンスを行う。

(d) 親睦活動委員会

会員相互の友情と友誼を増進し、計画されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの目的の遂行上、会長または理事会が課する任務を果たすとともに、千歳プロバスクラブ、友好クラブ神戸南北ロータリークラブとの連携を密にし、相互交流を図る。本会には、ゴルフ愛好者による木曜会を附置し、会長および幹事2名を置き、会員の健康増進と親睦を図る。

(e) 会員増強委員会

絶えず本クラブの職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために必要かつ最適な人物の氏名等を理事会に推薦できるよう積極的に努め、あわせて、会員確保のための広報活動を積極的に行う。会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討し、人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。クラブの活性化を図り、常に会員の退会防止に努めなければならない。

(f) ロータリー情報・定款細則委員会

会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、目的、活動に関する情報を定期的かつ計画的に提供するものとする。また、クラブ細則の改定要望が生じた場合、委員会で検討し、適宜、理事会に上程する。会員候補にロータリークラブ会員の責務と特典に関する情報を提供し、また、入会後、最初の1年間は新会員のオリエンテーションを行い、また監督を行う。

(g) 健康委員会

会員の健康に関する情報を発信し、健康保持・増進のために計画的な活動を行う。

第2節 職業奉仕委員会

会員が、それぞれの職業を通じて奉仕活動の実践に必要な責務を遂行し、それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げる際に役立つ指導と援助を与えるような策を考案し実施する。

第3節 社会奉仕委員会

会員が、その地域社会における諸活動を遂行する上で効果がある指導と助言を与えるような施策を考案し実施する。

(a) 環境保全委員会

地域の環境の質を調査し、これに基づき必要な改善を行う。地域とその諸環境の現状を改善することによって、住みよい地域・場所を築くよう配慮する。また、特別組合の「千歳ロータリークラブ分収造林組合」と連携を図り、「千歳ロータリーの森林（もり）」の保全に努める。

(b) 千歳ロータリークラブ分収造林組合

特別組合である千歳ロータリークラブ分収造林組合は関係行政機関の指導を受け、環境保全委員会と連携を図り、「千歳ロータリーの森林（もり）」の保全に努める。

第4節 国際奉仕委員会

会員が、国際奉仕に関する事項において、その諸活動を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し実施するとともに、国際的には青少年交換留学生事業を積極的に支援する。

第5節 青少年奉仕・ロータークト委員会

地域にあっては青少年の健全育成のための諸活動を計画、立案、実践に努め、また、ロータークトクラブの目的を達成するため、ロータークトとの交流を深め支援する。

第6節 ロータリー財団・米山記念奨学委員会

ロータリー財団委員会は、国際レベルの人道的教育的プログラムを通じ、世界理解と平和を達成するための事業を行なっているロータリー財団に対する会員の理解を深める。米山記念奨学委員会は、日本に留学している外国人留学生および私費留学生をその対象としているが、その米山奨学制度に対する会員の理解を推進すると共に、米山奨学会のプログラムに協力する。

第10条 出席義務規定の免除

会員が理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を記載して申請することによって、出席義務規定の免除が与えられ、一定期間に限り本クラブの例会出席を免除される。

第11条 財務

第1節 予算の策定

各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支予算を作成しなければならない。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となる。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。予算は、クラブ運営と慈善・奉仕（プロジェクト）活動運営との2つに分かれる。

第2節 資金の指定銀行への預金

会計は、本クラブの資金をすべて理事会によって指定された金融機関に預金しなければならない。クラブ資金は前節後段の通り、クラブ運営と慈善・奉仕活動の2つの口座に分けて預金する。

第3節 勘定書

すべての勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われる。ただし、その支払いに際しては他の2名の役員または理事の承認を必要とする。

第4節 有資格者による検査

クラブのすべての資金業務処理は、毎年、有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

第5節 会計年度の始期と終期

本クラブの会計年度は7月1日から翌年6月30日までである。会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間、および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けることができる。人頭分担金とR I 公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および翌年1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われる。

第12条 会員選挙の方法

第1節 会員候補者の推薦

- (a) 本クラブの正会員は推薦する会員候補者の会員経歴書（推薦書）を、本クラブ幹事を通じ理事会に提出する。また、この推薦は、本条別段の規定のある場合を除き漏らしてはいけない。
- (b) 会員候補者は、理事会に承認された場合オブザーバーとして例会に出席する事が出来る。但し、オブザーバーは会員候補者の見学の為のものであり必要条件ではない。

第2節 会員候補者の確認

理事会はその会員候補者がロータリーの会員資格(定款 第8条会員身分 第1節)の条件をすべて満たしている事を会員増強委員会と共に確認するものとする。

第3節 承認、不承認決定の通知

理事会は、推薦書の受理後30日以内にその承認または不承認を決定し、推薦者に通告しなければならない。

第4節 会員選挙

クラブ会員が理事会から会員候補者の通知を受けてから7日以内に、理由を付記した書面による異議がどの会員からも理事会に提出されなかった場合、この会員候補者は会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対して異議が提出された場合、理事会は次の理事会会合において、この件について票決を行う。異議があったにも関わらず入会が承認された場合は、会員候補者はクラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第5節 入会承認後の措置

理事会が入会承認した場合、会員候補者はクラブに入会するよう招かれ、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明を受け、千歳ロータリークラブ会員名簿に署名して、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに伝えることについて承諾を求められる。

第6節 名誉会員の選任

クラブはクラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第13条 決議

クラブは、理事会によって審議する前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第 14 条 議事の順序

例会は、クラブ会員が出席義務を有する場であり、会員相互が切磋琢磨する唯一の機会である例会を通じて友情と親睦を図らなければならない。また、例会は会長の意向によってS A Aいわゆる会場監督が以下の議事について効率的にかつ円滑に行わなければならぬ。

開会点鐘

「ロータリーソング」の斉唱

「四つのテスト」の唱和

友情の握手タイム

来訪者の紹介

会長挨拶

来信、告示事項およびロータリー情報

委員会報告

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会点鐘

第 15 条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。ただし、改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前までに各会員に文書等により通知されていなければならない。

標準ロータリークラブ定款およびR I の定款・細則と矛盾する改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

附則 平成20年7月 1日 改正

平成22年6月17日 改正

平成26年4月17日 改正

平成28年3月 3日 改正 (会費の減免)

平成28年5月26日 改正 (臨時総会、毎月3回例会、入会金廃止)

平成28年7月 9日 改正 (入会金の文言削除)

平成29年5月22日 改正 (R I 推奨細則の大幅な改定による)

令和元年12月26日 改正 (継承者の会費の改正)

令和4年11月24日 改正 (理事の追加)

令和4年11月24日 改正 (会費の追加)

令和5年 5月11日 改正 (会員選挙の方法の改正)

令和6年 4月18日 改正 (会費の変更)

以上

補足

※ 細則第12条会員選挙の方法の補足

- ① 推薦者は推薦書を年度幹事に提出
- ② 幹事は理事会に提出(会員候補者の情報は会員選挙まで推薦者・理事・会員増強委員会はこの情報の一切を漏洩しない)
- ③ 理事会は定款第8条会員身分第1節全般的資格条件と推薦書が事実であることを会員増強委員会と共に確認
- ④ 理事会は推薦書の受理後30日以内に承認・不承認を決定し推薦者に報告
- ⑤ 理事会承認の場合は、すみやかにクラブ会員選挙にかける
- ⑥ 7日間以内に反対理由を書いた書面が提出された場合は理事会にかけ、この件について票決(多数決)をもって最終的に承認・不承認を決定する
- ⑦ また選挙にて異議がなき場合は入会とする
- ⑧ オブザーバーについて
(オブザーバーは会員候補者の為のものであり入会するとは決まっていない)
- ⑨ 同業者への配慮根回し
(会員選挙前には決して行わない。トラブルの原因となる為)

※ R I 定款

第4条 会員

第2節 — クラブの構成。

- (a) クラブは、以下のような成人によって構成される。
 1. 善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示す
 2. 事業、専門職務、職業および／または地域社会でよい評判を受けている
 3. 地域社会および／または世界において奉仕する意欲がある

千歳ロータリークラブ慶弔等内規

第 1 条 総則

本会員に慶弔のあった場合は、本内規の定めるところにより慶弔および見舞いを行う。

第 2 条 慶事

会員に特別の慶事があった場合は、花束または記念品を贈る。

第 3 条弔慰

会員および家族が死亡した場合は、下記により弔慰する。ただし、会員および会員の家族から通知があった場合とする。

1 会員本人	供花、弔辞および香典 2 万円
2 会員の配偶者	供花、弔電および香典 1 万円
3 会員の子女	供花、弔電および香典 1 万円
4 会員の両親	供花、弔電および香典 1 万円

第 4 条 病気見舞

会員が傷病加療のため、概ね 20 日以上入院した場合、見舞金として 1 万円を贈る。

第 5 条 災害見舞

会員が災害により損害をこうむった場合は、理事会で協議し、決定した場合、見舞金として 1 万円を贈る。

第 6 条 その他

その他必要と認めた場合は、会長、副会長、幹事の三役で協議、決定の上、措置する。

附則 平成 26 年 4 月 17 日 改正

千歳ロータリークラブ指名委員会内規

第 1 条 次々年度会長（会長ノミニー）選考

会長は、クラブ細則第 2 条第 1 節により、次々年度会長いわゆる会長ノミニー選考のための方法についてクラブ会員に求めなければならない。

第 2 条 指名委員会の任務と構成

指名委員会は、次々年度会長（会長ノミニー）を指名する委員会であり、7 名の委員で構成される。

第 3 条 幹事役

副幹事（次年度幹事）は、指名委員会の委員となり、委員会会合の幹事役を務める。

第 4 条 指名委員の選任

指名委員会の他の 6 名は、理事会で決定される。ただし、現役員・理事からは指名委員を選任することはできない。

第 5 条 指名委員の選考基準

指名委員会委員はロータリー歴の比較的浅い会員、中堅の会員そして経験豊富な会員など、それぞれのロータリー歴層から、偏ることなく選ばれなければならない。

第 6 条 委員長・副委員長の指名

指名委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって決定する。

第 7 条 指名候補の発表

指名委員会は、年次総会前までに次々年度会長を選考し、委員長は年次総会の場で指名候補者を発表しなければならない。

附則 平成 13 年 12 月 27 日 改正

平成 26 年 4 月 17 日 改正